

グループ積立プランのご案内

(拠出型企業年金保険)



加入日(責任開始日)

2023年 10 月 1 日

申込締切日

2023年 7 月 20日

申込書提出先

丸紅セーフネット株式会社

(提出先は人事部ではありませんのでご注意ください)

丸紅株式会社

事務取扱 **丸紅セーフネット株式会社**

問合せ先：丸紅セーフネット株式会社 営業サポート部 リテールサポート課
TEL03(5210)1941・1925 丸紅内線(4881・4882)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP6～P7に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

個人情報に関する取扱いについて

〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

グループ積立プランは、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

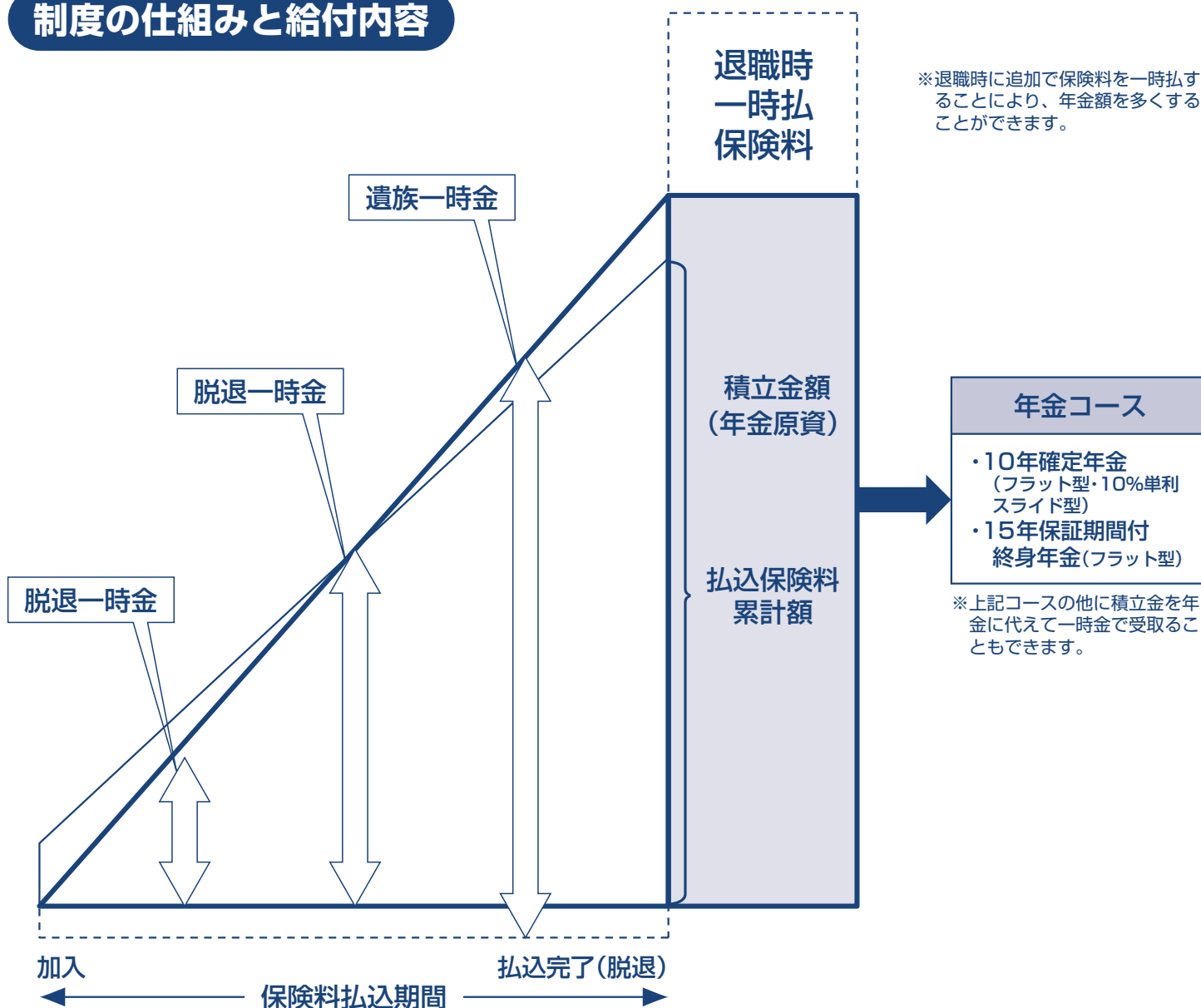
制度概要

1. 丸紅(株)・伊藤忠丸紅鉄鋼(株)役員及び社員（嘱託、再雇用含む）だけの積立制度です。
2. 月払、ボーナス払、一時払の3つの積立方法があります。（ボーナス払、一時払だけの加入はできません。ボーナス払、一時払は、月払への加入が条件です）
3. 所定の事由に該当した場合、積立金の払出しができます。（ただし、1人につき、年一回に限ります）
4. 積立金は、払込完了後に年金や一時金で受取ることができます。

加入資格

加入日（毎年10月1日）に満15歳以上78歳未満の丸紅株式会社・伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社役員及び社員（嘱託、再雇用含む）で申込日現在健康で正常に就業している方で保険料払込完了年齢（80歳）まで2年以上ある方となります。

制度の仕組みと給付内容



保険料の積立方法

- 年1回定めたPR期間中に下記要領により申し込むことができます。
保険料は加入者負担です。

積立方法	取扱内容
月払積立	<ul style="list-style-type: none"> ・1口（1万円）から最高99口（99万円）まで1万円単位で任意に選択できます。 ・毎月の給与より控除（初回は10月度分より）します。
ボーナス払積立	<ul style="list-style-type: none"> ・1回のボーナスにつき、1口（1万円）から最高99口（99万円）まで1万円単位で任意に選択できます。 ・夏、冬のボーナスより控除（初回は12月度支給賞与より）します。 ・ボーナスのみの加入はできません。必ず月払積立とセットで加入してください。
一時払積立	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年更新時に追加の一時払で積立ができます。ただし、月払加入者に限ります。 ・加入金額は1口（1万円）から3,000口（3,000万円）まで1万円単位です。 ・積立額の振込期間は2023年9月1日（金）から9月14日（木）までです。
退職時一時払積立	<ul style="list-style-type: none"> ・退職時に追加の一時払で積立ができます。 ・加入金額は在職中の積立金額範囲内で1口（1万円）から3,000口（3,000万円）まで1万円単位です。 ・積立額の振込期間は別途ご案内いたします。

（注）PR期間以外での口数変更（増口、一部中止）は取扱いません。

積立期間中の取扱い(積立金の払出し等)

種類	給付理由	給付額	受取人
積立金の払い出し(減口)	年度内（10月～翌年9月） 一回に限ります	10万円単位の金額	本人（保険料負担者）に支払われます (給与振込口座となります)
脱退一時金	保険料払込期間中に脱退したとき	積立金額（脱退一時金）	本人（保険料負担者）に支払われます (給与振込口座となります)
遺族一時金	保険料払込期間中に死亡したとき	脱退一時金＋月払保険料の1ヵ月分相当額(但し、 中断中の方は脱退一時金のみ)	加入者の遺族に支払われます。 ※遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条による

給付金・中断請求手続

- ・加入者は別表の事由がある場合には、お申し出により、積立金の払い出し(減口)や保険料払込みの中止をすることができます。
- ・積立金の払い出し(脱退を含む)、積立の全口中止(中断)を希望される方は、毎月20日までに丸紅セーフネット(株)(東京本店)に到着するように「申込書」「給付金請求書」(全口中止(中断)の場合は「申込書」のみ)を提出して下さい。
- ・給付金は請求書類に不備がなければ翌月20日頃までに本人口座に振込まれます。(払込日の指定はできません。また、10月の振込(9月20日締切分)は決算月のため月末頃になります。)

(注1)更新時の加入申込書に「0口」と記入しますと、脱退扱いになりますのでご注意ください。

(注2)全口中止(中断)・脱退をされた方も次年度以降再加入ができます。

(注3)申込締切後から更新日(10月1日)までに全口中止(中断)・脱退の申出をされた方は、申込書の記載内容に関わらず、全口中止(中断)・脱退が継続できます。

※積立の全口中止(中断)とは月払・ボーナス払の積立を一時的にストップし、積立金を据置くことです。月払を全口中止(中断)するとボーナス払も全口中止(中断)となりますのでご注意ください。全口中止(中断)できるのは3年が限度です。

〈別表〉

(○は該当事由)

事由	減口	中止
① 災害	○	○
② 疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○
③ 住宅の取得	○	○
④ 教育(親族の教育を含む)	○	○
⑤ 結婚(親族の結婚含む)	○	○
⑥ 債務の弁済	○	○
⑦ その他加入者が保険料の拠出に支障のある場合	×	○

払込完了後の取扱い

1. 各自の生活設計に応じて下記の2つのコースを自由に組み合わせて選択できます(保険料払込完了時にコース指定)。

年金コース

- ・年金受取人(保険料負担者)は被保険者本人です。
- ・保険料払込完了年齢(80歳)に達した時、または満45歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。このことを「年金受給権の取得」といいます。
- ・年金コースを選択するためには満45歳以上であり、初年度年金月額が1万円以上になる積立金が必要です。(年金種類により異なりますが、10年確定年金フラット型の場合、最低1,140,330円以上の積立金が必要です)
記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。
- ・積立金(年金原資)とその運用によって得られる配当金(生じた場合)を被保険者(保険料負担者)本人が年金として受取るものです。
- ・年金には10年確定年金フラット型、10年確定年金10%単利スライド型、15年保証期間付終身年金フラット型があります。
- ・払込完了後年金受取開始までの一定期間(1年~10年)、積立金を据置くこともできます。この期間中、引受保険会社が定めた方法により積立っておきます。ただし、その期間中は
 - ①保険料の払込および、減口はお取扱いしません。
 - ②お申し出により、その期間を変更し、年金のお支払を開始します。
- ・年金開始後、年金受取人(遺族含む)からご希望があれば、将来の年金支払いに代えて、残余保証期間の未支払年金現価を一時金でお支払します。
- ・年金受給権取得後に、将来の年金支払いに代えて一時金をご希望のときは、積立金を加入者にお支払いします。
- ・年金は年4回に分けて2月、5月、8月、11月に指定された銀行口座にお支払いします。
- ・保証期間付終身年金は保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

一時金受取

- ・年金の保険料に充当しないで、積立金を一時金で一括して受取ることができます。

・配当金のお支払いについて

毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

積立期間中の給付額試算表

1口(月額1万円)加入の例

(円) ボーナス払3口(3万円)加入の例

(円) 一時払保険料100口(100万円)加入の例

加入年数	払込保険料累計額	積立金額 (脱退一時金)
1年	120,000	約 118,900
2年	240,000	239,120
3年	360,000	360,680
4年	480,000	483,580
5年	600,000	607,860
6年	720,000	733,520
7年	840,000	860,600
8年	960,000	989,090
9年	1,080,000	1,119,030
10年	1,200,000	1,250,430
15年	1,800,000	1,929,910
20年	2,400,000	2,648,620
25年	3,000,000	3,408,930
30年	3,600,000	4,213,360

加入年数	払込保険料累計額	積立金額 (脱退一時金)
1年	60,000	約 59,490
2年	120,000	119,670
3年	180,000	180,510
4年	240,000	242,040
5年	300,000	304,230
6年	360,000	367,110
7年	420,000	430,740
8年	480,000	495,030
9年	540,000	560,070
10年	600,000	625,860
15年	900,000	965,940
20年	1,200,000	1,325,670
25年	1,500,000	1,706,190
30年	1,800,000	2,108,820

加入年数	払込保険料累計額	積立金額 (脱退一時金)
1年	1,000,000	約 996,000
2年	1,000,000	1,008,000
3年	1,000,000	1,019,000
4年	1,000,000	1,030,000
5年	1,000,000	1,042,000
6年	1,000,000	1,053,000
7年	1,000,000	1,065,000
8年	1,000,000	1,077,000
9年	1,000,000	1,089,000
10年	1,000,000	1,101,000
15年	1,000,000	1,164,000
20年	1,000,000	1,231,000
25年	1,000,000	1,301,000
30年	1,000,000	1,376,000

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 年間保険料72,579万円を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(2023年2月1日現在)を引受割合(2023年2月1日現在)に基づき加重平均した年率1.25%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2023年2月1日現在年1.25%)を使用しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

年金給付額試算表

年金原資 1,000万円の場合の年金受取時給付額試算表（年額）

10年確定年金フラット型

(円)

10年確定年金10%単利スライド型 (円)

15年保証期間付終身年金フラット型：60歳男性 (円)

経過年数	基本年金年額	受取累計額
1年	約1,052,320	約 1,052,320
2年	1,052,320	2,104,640
3年	1,052,320	3,156,960
4年	1,052,320	4,209,280
5年	1,052,320	5,261,600
6年	1,052,320	6,313,920
7年	1,052,320	7,366,240
8年	1,052,320	8,418,560
9年	1,052,320	9,470,880
10年	1,052,320	10,523,200

経過年数	基本年金年額	受取累計額
1年	約 730,900	約 730,900
2年	803,990	1,534,890
3年	877,090	2,411,980
4年	950,180	3,362,160
5年	1,023,270	4,385,430
6年	1,096,360	5,481,790
7年	1,169,450	6,651,240
8年	1,242,540	7,893,780
9年	1,315,630	9,209,410
10年	1,388,720	10,598,130

経過年数	基本年金年額	受取累計額
1年	約 487,470	約 487,470
2年	487,470	974,940
3年	487,470	1,462,410
4年	487,470	1,949,880
5年	487,470	2,437,350
6年	487,470	2,924,820
7年	487,470	3,412,290
8年	487,470	3,899,760
9年	487,470	4,387,230
10年	487,470	4,874,700

15年保証期間付終身年金は15年経過後は被保険者本人が生存されている場合に限り支給されます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、予定利率（2023年2月1日現在年1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

税法上の取扱い

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

在職中	保険料	加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。
	脱退一時金 積立金の払い出し	一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 一時所得の課税対象所得 = (脱退一時金額 - 払込保険料合計額 - 50万円) × 1/2 (他に一時所得がない場合) ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
	遺族一時金	相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合『法定相続人数×500万円』まで非課税となっております。

		年金・一時金で受取った場合
払込完了後	年金	加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。 雑所得の課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - 基本年金年額 × $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額 (見込額)}}$ 雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。
	脱退一時金	一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 一時所得の課税対象額 = (脱退一時金額 - 払込保険料合計額 - 50万円) × 1/2 (他に一時所得がない場合) ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター (<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



申込手続要項

- 本制度は、年度途中で脱退をした場合、その年に生じた配当金は付加されません。積立については無理のない計画をたててお申込みください。
- 申込書の提出がない場合は、前年度と同内容にて継続となります。(自動更新)

申込締切日 2023年7月20日(木) 期限厳守願います。

申込書記入要領

※丸紅(株)は基本はWeb申込みです。

- ①新規加入の場合……………申込口数(空白の箇所)を記入。
- ②同じ口数で継続する場合……………既加入内容を記入(万一申込書のご提出がない場合、または、加入申込内容の記入のない場合は、前年と同じ口数にて継続加入の申し出があったものとして更新処理を行いません。)
- ③加入口数を変更する場合
 - ア. 増口する場合……………増口後の合計加入口数を記入。
(例: 2口既加入で3口増口するとき → 「申込口数」欄に「5口」と記入。)
 - イ. 一部中止(保険料の減額)する場合……………一部中止(減額)後の加入口数を記入。
(例: 5口既加入で2口払込み中止(減額)するとき → 「申込口数」欄に「3口」と記入。)
- ④更新時で脱退する場合……………申込欄に「0口」(月払)と記入。
※脱退をされた方は後日、丸紅セーフネット(株)より連絡を取らせていただきます。

更新時に全口中止(中断)する場合の手続

- 全口中止(中断)する場合には、丸紅セーフネット(株)(marubenhoken@m-inc.co.jp)までご連絡をお願いいたします
※中断できる期間は3年間となっております。
3年間を超えた場合は脱退となりますので積立金の払い出し手続きをしてください。なお、未請求状態が3年間を超えた場合は時効扱いとなり、その後は利息が全くつかなくなりますので、必ず脱退の手続きを行なってください。

一時払で積立をする場合の手続(会社ごとに手続き方法が異なりますのでご注意ください)

- 丸紅(株)の役員及び社員(嘱託、再雇用含む)の場合
一時払いで積立をする場合には、丸紅セーフネット(株)(marubenhoken@m-inc.co.jp)までご連絡いただき、以下のお手続きをお願いいたします。
 1. 申込締切日(2023年7月20日)までに、丸紅セーフネットホームページ(『個人のお客さま』/『丸紅グループ社員』ページ)より「一時払積立申込フォーム」にご希望額を入力の上、送信ください。
 2. 丸紅セーフネット(株)より、お振込み手続きのご案内をいたします。(8月下旬頃メールにて)
 3. 積立金は、**2023年9月1日(金)から9月14日(木)**までに、各自必ず申込者本人の名前にて下記の口座に振込んでください。
(振込人の名前が配偶者名など本人以外の名前とならないよう注意してください)
振込口座 みずほ銀行 九段支店 普通預金 口座No.2161236
口座名「丸紅セーフネット株式会社」
 4. 振込手数料・送金手数料は、申込者本人の負担となります。手数料分を減額して上記口座に振込むことのないよう注意してください。
- 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)の役員及び社員(嘱託、再雇用含む)の場合
一時払いで積立をする場合には、丸紅セーフネット(株)(marubenhoken@m-inc.co.jp)までご連絡をお願いいたします(Webではお手続きできません)
 1. 申込締切日(2023年7月20日)までに、申込書へご記入のうえ、丸紅セーフネット(株)へご提出ください。
 2. お振込み期間および振込口座についてはお申込みいただきました方へ書面でご案内させていただきます。
丸紅(株)とは払込期間が異なりますのでご注意ください。

この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

[引受会社] 明治安田生命保険相互会社(事務幹事) 日本生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 住友生命保険相互会社

[連絡先] 明治安田生命保険相互会社

総合法人第二部法人営業第三部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階 TEL(03)6259-0014

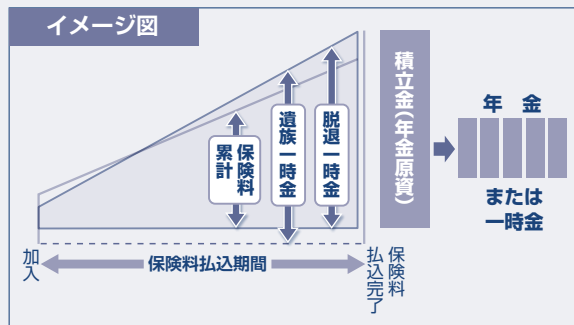
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

③ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

④ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する 苦情・相談先(注)
明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部 法人営業第三部 03-6259-0014

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

⑧ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

⑨ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

⑩ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。